

## 北九州市難病対策地域協議会開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）の開催にあたって必要な事項を定めるものとする。

### (役割)

第2条 協議会は、北九州市における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制について協議を行う。

### (組織)

第3条 構成員は、学識経験のある者、難病患者等への医療及び福祉に関する事業に従事する者、難病患者及び家族等のうちから、保健福祉局長が依頼する。

2 構成員のうち1名は、構成員の互選により座長となる。

3 構成員の選任期間は3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (運営)

第4条 座長は構成員を総括し、招集し、協議会を主宰する。

### (関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、保健・医療・福祉その他の分野の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 協議会に関する事務は、保健福祉局難病相談支援センターにおいて処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。